

三宅村の管理する公共施設の受動喫煙防止対策に関する指針

平成30年3月26日策定

1 目的

本指針は、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に基づき、三宅村の公共施設における受動喫煙防止対策について定め、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、もって、村民をはじめとする利用者及び公共施設で勤務する職員の健康の保持増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 この指針に係る定義

(1) 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

(2) 公共施設等管理者

公共施設及び公用車を所管する課等の長

(3) 建物内禁煙

公共施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること。ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合、施設の出入り口から極力離すなど必要な措置を講ずること。

3 対 象 村が所有する公共施設及び公用車

4 実施者 各施設における公共施設等管理者

5 基本指針

(1) 村の公共施設は、受動喫煙防止のため、建物内禁煙とする。

(2) 公用車内は、移動中も含め、全て禁煙とする。

6 公共施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 建物内禁煙

(2) 公用車内禁煙

(3) 公共施設内の表示

公共施設等管理者は、この指針に基づき、公共施設内に建物内禁煙に係る表示を行い、周知するものとする。

(4) 村民等への周知

公共施設等管理者は、この指針に基づき、村民等に対し、受動喫煙防止対策の趣旨及び受動喫煙による健康影響についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

7 実施時期

(1) この指針は、平成30年4月1日から実施する。

(根拠法令及び参考資料)

(1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項においても同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 受動喫煙対策について

(平成22年2月25日付健発第0225号第2号厚生労働省健康局長通知)

(3) 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書

(平成22年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室)